

令和6年3月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年3月26日(火) 開 会 午前 9時30分
閉 会 午前 11時00分
- 2 会 場 茅野市役所 8階大ホール
- 3 出席委員 教育長 山田 利幸 同職務代理者 矢島 喜久雄
教育委員 若御子雅英 教育委員 竹村 節子
教育委員 伊藤 美奈
- 出席者 こども部長 五味 正 生涯学習部長 上田 佳秋
こども課長 阿部 香織 幼児教育課長 笹岡 俊江
学校教育課長 渡辺 雄一 生涯学習課長 竹内こずえ
文化財課長 小池 岳史 スポーツ健康課長 河西 茂廣
こども係長 小平 剛史 生涯学習係長 武居 直樹
教育総務係係長 春日 雅彦 教育総務係主事 小池 智也
- 4 傍聴者 1名

3月定例教育委員会次第

日時 令和6年3月26日(火) 午前9時30分から

場所 市役所 8F大ホール

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 報告事項
 - 第1号 教育長報告
 - 第2号 各課からの報告
 - (1) 学校教育課
 - (2) こども課
 - (3) 幼児教育課
 - (4) 生涯学習課
 - (5) 公民館
 - (6) 文化財課
 - (7) スポーツ健康課
 - 第3号 教育委員会共催後援
 - (1) 生涯学習課
 - (2) スポーツ健康課
- 4 議 案
 - (1) 行政財産使用許可について
 - (2) 茅野市国スポ・全障スポ準備室組織規則について
 - (3) 教育委員会公印規程の一部改正について
 - (4) 茅野市教育委員会生涯学習センター設置要綱の一部改正について
 - (5) 茅野市教育委員会組織規則の一部改正について
 - (6) 茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例施行規則について
 - (7) 茅野市民間特定教育・保育施設等補助金交付要綱について
 - (8) 茅野市やまほいく保育料軽減補助金交付要綱について
 - (9) 茅野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部改正について
 - (10) 茅野市病児・病後児童保育施設管理規則について
- 5 検討事項
今回はありません
- 6 その他
 - (1) 市議会3月定例会一般質問について
 - (2) 市議会3月定例会議決結果について

- (3) 4月1日付教育委員会事務局職員の人事について
- (4) 茅野市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について
- (5) 茅野市こども家庭センター組織規則について
- (6) 第3次茅野市こども・家庭応援計画中間見直し結果について
- (7) スタートカリキュラムの公開について
- (8) 茅野市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について
- (9) 茅野市男女共同参画推進会議設置要綱の一部改正について
- (10) 茅野市公民館使用許可に関する取扱要領の一部改正について
- (11) その他

次回定例教育委員会日程について

| | | |
|--------|----------|----------------|
| | 4月30日(火) | 9時30分「8F大ホール」 |
| (事務局会議 | 4月10日(木) | 9時00分「602会議室」) |

7 閉会

○学校教育課長

本日、山田教育長が不在ですので、3月の定例教育委員会を矢島職務代理者に進行していただきます。

○矢島職務代理

3月の定例教育委員会を始めます。

はじめに、前回会議録の確認になります。承認いただけるでしょうか。

○全委員

異議なし。

○矢島職務代理

後程署名をお願いします。

報告第2号「各課からの報告」をお願いします。

○学校教育課長

学校教育課から4月の行事予定についてお願いします。

来週の1日月曜日になりますが、新任校長辞令交付式及び着任式があります。朝7時40分から8時まで市役所の704、705会議室で行います。その後、教育委員の皆様は、各学校へ向けて出発していただき、各学校において着任式を行っていただきます。

4日、小学校と中学校の入学式があります。午前中に中学校、午後は中学校となります。

15日、市町村教育委員会県施策説明、全体会議が諏訪市で行われます。時間は、13時15分から15時30分までとなります。詳細については、追ってご連絡しますが、例年でいくと、学校教育課の方で車を用意させていただいて、移動する形になると思います。

19日、令和6年度スタートカリキュラム事業公開が、米沢小学校で行われます。時間は朝の8時35分から午前11時30分までという予定です。

30日、4月の定例教育委員会を行います。場所は8階大ホール、9時30分から11時です。以上です。

○こども課長

2ページをお願いいたします。こども課4月の行事予定になります。

0123 広場で開催する通常の講座、お話し会、相談は表の通りです。

その他4月は16日火曜日、リズム遊びの1回目を行います。2回目は10月に開催予定です。

29日月曜日、0123 広場にて、ハッピースマイルコンサートを行います。以上説明を終わります。

○幼児教育課長

幼児教育をお願いします。3ページになります。

1日、公立保育園の入園式になります。その他、玉川どんぐり保育園、わかば保育園、よこうち認定こ

ども園、野あそび保育ささはらの入園式になります。

5日金曜日、ちのせいぼ幼稚園の入園式になります。

9日火曜日に定例の園長会、調理委員会を開催します。

幼児教育課からは以上です。

○生涯学習課長

それでは4ページ生涯学習課をお願いします。

10日、24日にファーストブックのプレゼント、11日、茅野市転入教職員読書研修会、12日には小泉山体験の森創造委員会の総会、15日に多留姫文学自然の里創造委員会の総会、20日に小泉山体験の森「春の植物観察会」、同日に子ども読書の日の特別お話を予定しています。

5ページ、図書館をお願いします。

毎月の定例会のおはなし会の他、8日月曜日は特別整理期間による休館で、蔵書点検として4月17日まで予定しています。

20日に子ども読書の日の特別おはなし会、26日は月末の整理休館日となります。また、30日の火曜日を休館日としています。

6ページ中央公民館をお願いします。

公民館については、1回目の講座のみをご紹介します。

3日、ピラティス入門の講座の1回目です。

17日、ロビー展「山からのメッセージ展」が、4月23日までの開催の予定です。

23日、アート思考を磨く！立体切り絵講座の1回目が始まります。

26日からロビー展「水墨画展」を5月7日まで予定しています。

26日には、合同専門委員会があります。

生涯学習課からは以上です。

○文化財課長

文化財課をお願いします。7ページ文化財課・尖石縄文考古館からお願いします。

コロナの関係で、例年開催してきた事業がなかなかできなかったですが、コロナも明け、13日土曜日にボランティア活動を再開します。

14日、縄文遺跡を巡るバスツアーを令和元年ぶりに再開します。

17日の水曜日、縄文土器を語ろう①は新企画で、考古館学芸員がファシリテーターになって、土器について自由に語ってもらい、それについて否定はしないというような企画を開催します。

8ページ、八ヶ岳総合博物館・神長官守矢史料館です。主なものだけご報告します。

20日の土曜日ですが、子ども自然研究クラブ/科学工作クラブの開講式を行います。月1回で年間を通して行うものです。開校式のご挨拶を教育長にお願いしています。

27日の土曜日、写真展「星の風景2024」を開催します。星景写真と呼ばれているものですが、その写真を日本星景写真協会の協力を得て、八ヶ岳総合博物館等を会場に巡回展を行うものです。

同日の午後には、写真を撮られた方のギャラリートーク、講演会を開催する予定です。

文化財課からは以上です。

○スポーツ健康課

9 ページスポーツ健康課になります。

1 日にゴルフ練習場のオープンを予定しています。

21 日、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ in 八ヶ岳茅野ということで、主催は茅野市も加わった大会の実行委員会になりますが、運動公園を主会場に開催されます。

27 日、県の市町村対抗駅伝及び小学生の駅伝競走大会を予定していて、松本市のやまびこドームへ茅野市選抜の選手団を派遣する予定です。

以上になります。

○矢島職務代理

ここまでで、質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

報告第 3 号、「教育委員会共催後援」をお願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課からお願いします。

報告第 3 号の資料をご覧ください。

令和 6 年 2 月 21 日から令和 6 年 3 月 19 日の受付分として、9 件の後援申請と 1 件の共催申請がありました。要領に基づいて審査を行い、全件とも承認しています。生涯学習からは以上です。

○スポーツ健康課長

裏面、スポーツ健康課の関係になります。

2 月 21 日から 3 月 20 日受け付け分になります。ご覧の 3 件の後援の申請を受け、すべて承諾としています。以上になります。

○矢島職務代理

ご質問等ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第 1 号「行政財産使用許可について」説明をお願いします。

○学校教育課長

行政財産使用許可申請書の学校教育課分ということでご説明します。

議案第1号(1)の資料です。中部電力パワーグリッド様からの申請になりますが、学校用地の中に支線1条を電力供給のため、令和16年3月31日まで使用を認めていただきたいというものです。

2枚めくっていただき、同じく中部電力パワーグリッド様から、支線1条、補助柱1本と支線1条を同じく電力供給のためということで、令和16年3月31日まで行政財産を使用したいという申請がありました。

○幼児教育課長

10ページをお願いします。幼児教育課分になります。

平成28年度に茅野市太陽光発電に係る公共施設の屋根貸し事業協定を締結して、9ページの宮川保育園と10ページの豊平保育園の屋根上を使用するため、南新電気株式会社から、行政財産使用許可申請書が提出されました。

11ページをお願いします。こちらは城山区にあります保育園用地を緊急避難場所及び区民広場として使用したいため、行政財産の使用許可書が申請されました。いずれの使用期間についても、令和6年4月1日からの使用となります。

使用期間が1ヶ月を超えるため、行政財産の使用許可についてご審議をお願いします。説明は以上です。

○スポーツ健康課長

続いて、13ページからの議案第1号(3)になります。

運動公園内の自動販売機に関するもので、合計27台となります。

内訳は、13ページから15ページまでが茅野市総合サービス株式会社からのもので、計13台になります。

17ページから最後22ページまでが、茅野市スポーツ協会からのもので、合計14台すべて自動販売機の申請となっていますのでよろしくお願いします。

○矢島職務代理

質問、意見はありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第2号「茅野市国スポ・全障スポ準備室組織規則について」説明をお願いします。

○スポーツ健康課長

令和 10 年に開催が予定されている第 82 回国民スポーツ大会と第 27 回全国障害者スポーツ大会に関してですが、茅野市は国民スポーツ大会が軟式野球、全国障害者スポーツ大会が、フライングディスクの会場として内定しているところです。

この両大会の準備に関することを分掌するためスポーツ健康課内に茅野市国スポ・全障スポ準備室を設置するための、法規則の制定になります。

第 2 条についてですが、室には、室長それから次長及び必要な職を置き、室長はスポーツ健康課長の職にあるものを充てることとしています。施行は令和 6 年 4 月 1 日からで予定をしています。

ご審議をよろしく申し上げます。

○矢島職務代理

質問・意見ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第 3 号「教育委員会公印規程の一部改正」について申し上げます。

○生涯学習課長

議案第 3 号、教育委員会公印規程の一部改正についてご説明させていただきます。

生涯学習課からになりますが、令和 6 年 3 月 31 日施行で、茅野市家庭教育センター条例の廃止に伴う、関係で法令について整備をするものです。議案第 3 号の資料をご覧くださいますと、別表中茅野市青少年自然の森所長之印とその下に茅野市家庭教育センター館長之印というものがありますがけれども、センター条例の廃止に伴い、茅野市青少年自然の森所長之印のみを残すという内容になっています。

この告示の施行は 4 月 1 日からです。説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第 4 号「茅野市教育委員会生涯学習センター設置要綱の一部改正について」申し上げます。

○生涯学習課長

議案第 4 号をご覧ください。

茅野市教育委員会生涯学習センター設置要綱の一部改正になります。こちらについても、議案第 3 号と

同じで、家庭教育センター条例の廃止に伴う第3条関係の整備になります。

この第3条は、学習センターの補助機関を示しているものですが、この中から家庭教育センターを削るというものになります。

この告示についても、令和6年4月1日からの施行になります。説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第5号「茅野市教育委員会組織規則の一部改正について」をお願いします。

○学校教育課長

茅野市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてです。

この4月1日から組織改正が行われます。それに伴って、組織規則の一部を改正するものです。

第3条中とありますが、学校教育課には、現在教育総務係と学務係と永明小中学校の建替を担当している学校建築係がありますが、4月1日からはこの学校建築係の機能が、都市計画課に移行することから、学校建築係が無くなります。

そのため、学校教育課教育総務係と学務係というような規定に変わります。これに伴い第4条中とありますが、これは各係の業務について規定しているもので、学校建築係にあった業務(18)(19)(20)、小・中学校整備計画の策定に関する事、学校教育施設及び設備の営繕に関する事、学校の整備及び保全に関する事、についての業務を教育総務係の仕事として整理するものです。

裏面2段目についても、学校建築係の3つの分掌事務を削ります。

さらに先ほど生涯学習課からもご説明ありましたが、家庭教育センター条例の廃止を踏まえて、それに関わる事務分掌を削除します。

説明以上になります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第6号「茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則について」をお願いします。

○幼児教育課長

議案第6号をお願いします。

茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する内容についてです。

この規則は、教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例に基づいて、必要な基準を定め、保育料などの決定と児童福祉法に基づき、保育料などの徴収事務について定めています。

このたび、地方自治法の一部改正により、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しが行われ、すべての収納事務について、地方公共団体の長の判断で、私人への委託が可能となったことから、児童福祉法第56条の3項に規定されている保育料の公金事務が、地方自治法第243条の2に変更となりました。

このことにより、第7条に規定されている児童福祉法の条ずれにより、例規整備が必要となりましたので、改正を行うものです。この条例は、4月1日からの施行となります。

ご審議をお願いします。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第7号「茅野市民館特定教育・保育施設等補助金交付要綱について」をお願いします。

○幼児教育課長

幼児教育からお願いします。

茅野市民館特定教育・保育施設等補助金交付要綱の一部改正についてです。

茅野市では、私立保育園における教育保育の充実を促進し、児童福祉の増進を図るため、施設運営に関する経費について補助金を交付しています。

近年の少子化により園児数は減少していますが、育児休業からの復帰や、共働きの増加により、乳児の保育ニーズが増加しています。

市では、年度途中からの入所も含めて、必要保育士数を年度当初から配置をしています。

年度当初から配置している保育士の加配における経費については、国の補助対象になっていないため、県の補助金を活用し、私立園の財政支援を行っているところです。

この度、県では少子化対策として、私立保育園における0、1歳児に係る保育士加配に対して、さらなる財政支援と新たな補助制度の創設を行うことしました。

このことを受けて、市としては、県の補助制度の改定に基づき、乳児保育支援及び1歳児の保育支援事業に関する対象経費の改定を行うものです。

こちらについても4月1日からの施行となります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第8号「茅野市やまほいく保育料軽減補助金交付要綱について」をお願いします。

○幼児教育課長

茅野市やまほいく料軽減補助金交付要綱の制定についてお願いします。

初めに、やまほいくについて説明をさせていただきます。長野県では、平成27年より信州やまほいく認定制度を導入しました。

この制度は、豊かな自然環境と地域資源を積極的に活用して、様々な体験活動を行い、子どもの主体性や創造性、社会性、協調性などを育み、心身ともに健康的に成長することを目指した保育を行っている保育園を県が認定し、やまほいくに関する各種研修会への参加や公的支援を受けながら、施設への人件費助成を行っているものです。

令和元年の10月から、国の幼児教育保育の無償化により、3歳以上の子ども及び0から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては、保育園の利用が無償となっていますが、認可外保育施設を利用とする子どものうち、保育の必要性の認定を受けていない子どもについては、対象外となっています。

そこで、県は認可外保育施設のうち、信州やまほいくの認定を受けた施設に通う世帯について、保育料の負担軽減を図るため、信州型自然保育料軽減補助金交付要綱を制定しました。

市内の認可外保育施設において、信州やまほいくの認定を受けた保育は、今まではございませんでしたが、この度、牧場ようちえんぽっこが認定を受けました。

このことを受け、市としては、県と同様に該当施設に通う世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、茅野市山やまほいく保育料軽減補助金交付要綱の制定を行います。

それでは資料をご覧ください。第1条については、この補助金の趣旨を規定しています。第2条については、県の信州やまほいく保育料軽減補助金の交付要綱において使用する用語の定義を規定し、第3条は受給資格者、第4条は補助額の算定方法を定めています。第5条については、施設設置者の責務について、第6条から12条までは、補助金の申請方法になります。また13条については、対象期間を定めています。次のページからは補助金に係る様式を定めています。

この条例は公布の日から施行し、令和6年度の事業から実施をする予定です。

説明は以上となります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第9号「茅野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱をの一部改正について」ご説明をお願いします。

○学校教育課長

この要綱は、教育基本法に基づいて、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒及び就学予定の小学校、中学校への就学に要する経費に対して援助を行う要綱になります。

今回の一部改正では、5ページ目、申請の仕方についての改正となります。

各家庭の保護者が学校へ申請をするものから、利便性の向上とプライバシー保護の観点から、電子申請を行えるような仕組みとしました。

それによって、左側にある改正前から右側の改正後に提出方法が変わっています。

今までは、在学する、もしくは在学予定の学校の学校長を経由して、教育委員会に提出しなければいけませんでしたが。そこを電子申請に変更したため、直接教育委員会に申請がされることとなります。そのため、教育委員会は、直接保護者から申請書が提出された場合には、学校長に意見を求めるものとするとして、新たに第5条の2項として加えました。

同じく第3項には、学校長の手続きについて書かせていただきました。

電子申請を採用することによって手続きが変わった旨の改正です。

説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

議案第10号「茅野市病児・病後児保育施設管理規則について」をお願いします。

○幼児教育課長

幼児教育課からお願いします。

茅野市病児・病後児保育施設、通称おやすみ館の管理規則についてです。

こちらは、児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間において、一時的に児童をお預かりして保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。

そしてこの規則については、おやすみ館の管理に関して必要な事項を定めています。

この事業は平成18年度から塚田医院に委託して実施をしていましたが、令和2年度から市の直営施設として、中央病院の東側に施設を建設し、運営をしているところです。

おやすみ館の運用が始まり、4年が経過する中、第6条に定めている様式のうち、利用時に提出する医師連絡票の様式を、医師の意見を反映し、現状に合ったより使用しやすい様式に意見を反映した様式に変更するものです。

説明は以上となります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○竹村委員

おやすみ館を利用するにはどんなような手順が必要ですか。

○幼児教育課長

まず、市役所で母子手帳に記載されている情報等の登録が必要となります。

利用にあたっては、かかりつけ医に受信し、医師連絡票を記入していただき、それから予約ができるというシステムになっています。

○矢島職務代理

他に意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

今回検討事項はありません。

その他1「市議会3月定例会一般質問について」説明をお願いします。

○こども部長

その他の1の資料をご覧ください。3月定例会の一般質問の要旨をご用意させていただきました。

まず、両角直樹議員から、「市職員の採用状況と職員環境について」ご質問いただきましたが、小項目4点のうち3番目、「保育士の採用状況と勤務環境について」の項目のみ教育委員会で答えさせていただきました。

回答要旨としては、保育士を目指す若者が減少傾向にあり、職員採用に苦慮している。人材確保のため市内保育園で実習の学生や県内短大等の就職ガイダンスで、茅野市の保育園で働く魅力をPRし、受験を呼びかけている。

市は、休憩事務代替職員の全園配置、代替保育士の各園派遣、保育サポーターの全園配置等、保育士が働きやすい環境整備に取組み、また、保育士の事務業務負担軽減と保護者の利便性の向上を目的に、R4.3にICT保育業務支援システムを導入。

今後も保育士が働きやすくやりがいを持ち、より保育に専念できる環境整備に努める。と回答させていただきました。

次に洪澤勉議員から質問番号9「通学路の安全対策について」ということで、小項目4点いただきました。

まず、項目1「交通事故対策について」ですが、市は、H27.3に「市内通学路交通安全推進協議会」を設置し、「市内通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が一体となり通学路の安全対策に取り組んでいる。

小中学校は、交通安全教室、交差点・横断歩道・危険箇所には教員が立っての指導、引き渡し訓練時に保護者との情報共有などを実施している。と回答させていただきました。

小項目2「不審者対策」については、学校職員・PTAのパトロール、地域ボランティアの見守り活動など、学校ごとに児童、生徒を守る活動を行い、安全確保に努めている。

学校は、不審者が出没した場合、警察、PTAと連携し、近隣学校とも情報共有をし、必要に応じて、数日間教員が出没箇所に立つ事や、同伴下校を実施するなど、児童生徒の安全確保に努めている。と回答させていただきました。

小項目3「災害対策について」については、市では、H24.3作成の「市学校防災マニュアル」をR5.12に改訂、小中学校では、R6.4に市の改訂版を基に、各学校の「危機管理マニュアル」を改訂し、実際に訓練を行う予定。

道徳、生活科、社会科、理科、家庭科等では、防災について学習し、自分の命だけでなく、友達の命を守ることも学習している。と回答させていただきました。

最後に小項目4「遠距離通学について」については、市は「市立小学校及び中学校通学費補助金交付規程」に基づき、通学費を補助している。補助対象は、通学距離が、児童は、4月～11月までが4km、12月～3月までが3kmを超える者、生徒は、4月～11月までが4.5km、12月～3月までが3.5kmを越える、路線バス、自家用車、通学支援便利用者の保護者へ、バス定期代、自家用車ガソリン代の一部を支給。

R5.12現在の対象者は、児童61名、生徒123名。

湖東小スクールバスは、白井出、笹原、須栗平、広見に居住の1年～6年の49人が利用。と回答させていただきました。

次に木村明美議員から質問番号11「学習において困難を感じる子ども達の対応について」として、小項目3点いただいています。

小項目1「LD等通級指導教室について」については、LD等通級指導教室は、小中学校の普通学級に在籍する学習障害等の発達障害のある児童生徒が、学習上や生活上の困難を改善克服するため、特別な指導を受ける場として長野県教育委員会が設置。

永明小のLD等通級指導教室は、市が積極的に県に働きかけ、H27県下でも早い時期に設置され、教員1名が指導に当たり、R5年度は、20名近い児童が通級。

市の県への強力な働きかけにより、R6 年度県は、永明小学校 LD 等通級指導教室の教員配置を 1 名増員し、永明小以外の学校をカバーするサテライト教室を 4 校開設する計画。また、小中の指導の連続性から、LD 等通級指導教室を北部中に 1 教室新設し、サテライト教室を 2 校開設する計画。と回答させていただきました。

次に小項目 2「学習に困難を感じている子ども達、家庭への学校の対応について」については、市は、幼・保育園と連携し、困難さを感じている園児の観察を行い、切れ目なく小学校に繋ぎ、支援が必要な子どもの早期把握に努めている。と回答させていただきました。

次に小項目 3「地域で育てる子育て支援について」については、コミュニティスクールでは、地域の方に学習支援のボランティアとして、子どもの居場所づくり推進事業では、こども食堂の補助要件に学習支援を定め、子どもの居場所における支援を行っている。

市民による活動では、公民館や地区こども館運営委員会が主となり、長期休暇等に子どもたちの学びをサポートする取組が行われており、このような取組が市内各地に広がり、子どもの健やかな成長を地域全体で支え合うことが大切と考える。と回答させていただきました。

次に伊藤勝議員から質問番号 14「学校給食について」ということで 4 点質問をいただいています。

小項目 1「学校給食（自校給食）の意義は」については、市は、全小中学校、諏訪地域の全小中学校も自校給食を実施。県内の自校給食の実施校は、約 3 割程度。

学校給食は、空腹を満たすだけでなく、将来健康的な食生活を送るには、何をどのくらい食べればよいのかを示す食育の教材の一つ。

自校給食は、学校に栄養士、調理員がおり、児童生徒に“顔の見える食育”ができる。昼近くは校内にいい香りが漂い、給食を作ってくれている人がいる距離感を体験でき、作り立ての食事が出せる。

豊かな食経験の機会となるよう、給食を教育本来の目的である、心と体を育てる大切な場と捉えている。と回答させていただきました。

次に小項目 2「学校給食の地産地消の現状と課題は」については、現在、7 つの地場産団体が野菜などを全小中学校校へ納品している。

毎月、各校では、地場産食材の納入量を学校栄養士と地場産団体が打合せ、また教育委員会では、年に 1 回「地場産連絡協議会」を開催し、学校給食への地場産野菜の供給量や食育について意見交換している。

課題は、多くの団体が高齢化により会員が減少し、これまでどおり生産を続けられるか難しい状況。

有機栽培による食材の活用が求められているが、有機栽培等による食材の安定的納入も課題のひとつ。と回答させていただきました。

次に小項目 3「課題があるとすれば、その改善点は」については、高齢化に伴う農業の担い手不足は課題のひとつ。市では、新たに就農する若者が徐々に増えている状況で、若者の間では、共に頑張る仲間を新たに獲得する動きも出始めている。学校給食への地場産野菜の提供だけでなく、新たな農業の担い手の創出を教育委員会としても期待している。

安全安心な食材の確保も課題のひとつ。農薬を使わない有機栽培食材は、安定した量を確保することが難しいと考えるが、県は、「第 4 期県食と農業農村振興計画」において「有機農業で生産された農産物を使用した給食を実施した学校の割合を増やすこと」とし、現状の実施率 28%を 2027 年度には 40%まで高める目標を掲げ、人材確保や栽培技術の確立を目指している。教育委員会としては、県の取組に期待する。と回答させていただきました。

次に小項目4「令和6年度以降の給食費の保護者負担の考えは」については、R5年度の1食あたりの給食費は、賄材料費の高騰により、8年振りに小中学校ともに15円の値上げにより、小学校が300円、中学校が355円。ただし、値上げ分の15円分は、国の「物価高騰対策交付金」を充て、保護者の負担は、実質据え置いた。

R6年度は、R6.4月から主食の加工賃、牛乳の値上げ受け、R6.2.13に「茅野市給食費検討委員会」を開催し、1食当たり小学校は15円値上げし315円、中学校は20円値上げし375円に決定した。ただし、国からの「物価高騰対策交付金」を引続き活用し、R6年度も、小中学校ともに1食当たり15円の補助を継続するため、1食当たりの保護者負担は、小学校300円、中学校360円。と回答させていただきました。

次に木村かほり議員から質問番号25「親子交流（面会交流）や養育費等、離婚前後の相談体制について」ということで小項目3点質問をいただきました。

小項目1「離婚前後の相談の状況について」ですが、「育ちあいちの」に女性相談員1名を配置し、離婚前の相談、夫婦間の課題などの相談に応じている。

健康福祉部、こども課職員の子どもの相談・支援で、離婚やDVなどの課題がある場合は、女性相談員を含めたチームによって、総合的に子どもや家庭の相談・支援を行い、法律等の専門的な内容については、専門の機関等へつないでいる。

女性相談員は、母子父子自立支援員を兼務しているため、同じ職員が、離婚後も継続的に養育費や親子交流の相談に応じている。と回答させていただきました。

次に小項目2「周知、研修の取組について」については、市民課では、窓口に離婚に関する情報を載せたリーフレットを置き配布。こども課では、離婚前後の相談を女性相談員に相談できることを周知。

女性相談員は、国や県実施の研修により、資質向上を図っている。と回答させていただきました。

次に小項目3「今後の取り組みについて」ですが、R6.4「こども家庭センター」が設置され、家庭への相談・支援が充実するため、今まで以上に女性相談員との連携が充実する。今後も女性相談員について市HP等で積極的に周知する。

子どもにとって父母の離婚は、大人以上に大きな出来事であり、将来への不安や緊張を抱えることになる。相談者には、相談の中で親として子どものことを第一に考えて行く。と回答させていただきました。

最後に野沢明夫委員の一般質問ですが、小項目のうち「10地区の範囲の変更について」再質問がありましたので、お答えさせていただきました。

再質問の内容ですが、「小学校の再編で通学の見直しを検討していくのか」という内容でしたが、通学区の見直しは、学校再編を考える中で併せて検討する。通学区においては、現在の枠組みに捉われず、行政区毎に距離が近い小学校へ通学できるように見直したいと考えている。と回答させていただきました。

その他1については以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○竹村委員

最初の保育士の採用に関して、人材確保には皆さん苦勞されていると思いますが、茅野市の保育園の

PRとして一言で言えばなんですか。

○幼児教育課長

茅野市では、園全体で温かい保育を目指しています。

未満児は、乳児から保育園に来られますので、担当制を敷き、家庭にいるような温かさの保育を目指しています。

そして、以上児については、環境設定をして、子どもたちが自主性を持って楽しくいられる保育園を目指しています。

○竹村委員

保育士になりたい人たちへの、アピールはどんなところでしょうか。

○幼児教育課長

保育も大事ですが、やはり働きやすい環境というところもPRしています。

○矢島職務代理

他にありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他2「市議会3月定例会議決結果について」お願いします。

○こども部長

その他2の資料をご覧ください。

3月定例会に提出しました議案は37件ですが、37件すべて可決同意となっています。

このうち教育委員会に関連するものが議案第2号、第12号、第14号、第15号、第26号、第27号、第36号、第37号となります。

説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他3「4月1日付教育委員会事務局職員の人事について」をお願いします。

○こども部長

その他3の資料をご覧ください。初めに、今年度の組織改正について若干触れさせていただきたいと思っております。

2ページの下段をお願いします。(5) こども部について、この後説明もありますが、こども部内にこども家庭センターを設置する状況です。

こども課、健康福祉部健康づくり推進課による連携体制の構築ということで、こども課内にこども家庭センターを設置します。

また、先ほど組織規則の一部改正でも説明がありましたが、学校建築係を廃止しました。建築技術士の集約配置に伴う現在進めている永明小学校中学校の建築に係る設計、施工管理等は都市計画課の建築係が所管する状況になります。

○生涯学習部長

続いて生涯学習部になります。3ページをご覧ください。

先ほど、議案第2号の組織規則でもご説明をしましたが、国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会準備室、仮称ですが、こちらを設置するために、スポーツ健康課内に準備室を設置するものです。

このことは、開催3年前の令和7年度に実行委員会の設立が必須となることから、設置するものです。説明は以上です。

○こども部長

それでは人事異動について説明をさせていただきますので次の資料をご覧ください。

令和6年4月1日付けの人事異動の内示書になりますが、該当する職名については黄色いマークをつけさせていただきましたのでご覧ください。こども家庭センター(兼務)については先ほど説明しましたとおりになりますので、省略をさせていただきます。

人数が多いですので、係長以上の職員のみご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

上から10番目、現在学校教育課学校建築係長の立石淳二ですが、この度、都市計画課長に昇任で異動です。

次に現税務課課長補佐の北沢賢一ですが、阿部香織こども課長がここで役職定年となりますので、後任としてこども課長となります。

○生涯学習部長

続いて、生涯学習部生涯学習課長に、現在市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課長の矢嶋浩行が着任します。これは現在の竹内こずえ生涯学習課長が、役職定年に伴う異動により着任予定です。

続いて河西茂廣ですが、先ほどご説明した国スポ全障スポ大会準備室の室長が兼務となっています。

3ページをお願いします。

現在生涯学習部家庭教育センター長の今井裕子ですが、この人事異動で、こども部学校教育課学務係長へ異動です。

その下、生涯学習課生涯学習係の伊藤理恵ですが、ここで図書館係長への異動となります。

○こども部長

4ページをお願いします。

現在こども課こども家庭相談係の伊藤浩志主査ですが、ここで係長へ昇任で、こども課家庭相談係長となります。

その下、こども課こども家庭相談係長の白鳥晴美ですが、この度、こども家庭センター設置に伴い、こども課こども家庭相談係の総括支援担当係長となります。

○生涯学習部長

生涯学習部の関係で、松田剛史と立木邦弘はそれぞれ、国スポ、全障スポ大会準備室の兼務になっていますのでご覧ください。

5ページ、生涯学習課長の竹内こずえが、ここで役職定年になり、企画部へ異動となります。

○こども部長

こども課長阿部香織ですが、役職定年でなり、生涯学習部スポーツ健康課へ異動となります。

次の部内異動には詳細な係までの異動を記載していますので、ご覧ください。

また、教育指導主事・教育支援指導主事については、令和5年度に引き続き任用予定となっています。説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他4「茅野市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」説明をお願いします。

○こども課

資料はその他4をご覧ください。

子育て短期支援事業、ショートステイと言っていますが、茅野市の場合県内3ヶ所、つつじが丘学園、松本乳児院、たかずやの里の児童養護施設等に委託をして事業を実施しています。

要綱では、利用者の費用負担額は、利用者が直接施設に支払うと定めていますが、施設の方から、利用する日が土日、祝日の場合などの際に、利用者の費用負担分を徴収することができない場合が想定されるというような相談を受けました。

そのため児童養護施設の状況を考慮したいと考え、利用者の費用負担方法について改正が必要になっ

たため、必要な箇所を改正しました。改正の内容につきまして、説明します。

資料の方をご覧ください。今回は、第9条の一部改正となります。利用料について、改正後では、経費の負担に改めます。

第9条1項では、改正前は利用料を支払わなければならないとありますが、今までも経費の負担分として、利用者が施設に支払いをしていたため、改正後ではこの部分を実費として負担しなければならない。に改めます。

第2項では、改正前は、利用料は利用者が直接施設に支払うとありますが、改正後は、額の負担方法は、市長が別に定める方法により行うに改めます。

続いて第9条関係の別表後段部分について改正前は1人1泊(円)とありますが、改正後では、1人1泊当たりの負担額(円)に改めます。

次ページをご覧ください。様式第2号の改正ですが、第9条の改正に伴い、必要な箇所の改正を示しています。この告示については、令和6年4月1日から施行となります。

以上説明を終わります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他5「茅野市こども家庭センター組織規則について」ご説明をお願いします。

○こども課長

引き続きこども課より茅野市こども家庭センター組織規則について説明します。

資料はその他5をご覧ください。まず組織規則を説明する前に、先ほど4月からの組織市全体の組織改正でも説明がありましたけれども、茅野市こども家庭センター育ちあいちの設置について説明をさせていただきます。

資料の3枚目をご覧ください。初めに、茅野市こども家庭センター設置の趣旨についてですが、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法により、国は市町村において、子ども家庭総合支援拠点と、子育て生活世代包括支援センターの設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとしました。

次に、2茅野市における子どもセンターについてです。

当市においても、子育てに関する様々な相談件数が増加しており、また、相談内容も複雑化、課題が多岐にわたる状況から、児童福祉分野と母子保健分野のさらなる情報共有や連携を強化して、早期から専門職員が一体的に相談支援をしていく必要性を切実に感じていることから、この茅野市こども家庭センターを令和6年の4月1日に設置します。

(1) のセンターの組織体制については、裏面、上段の図1をご覧ください。

まず、現在の茅野市の組織体制ですが、図左部分の点線部分、ここはこども部こども課に、子ども家庭総合支援拠点育ちあいちの が、図右の点線部分には、健康福祉部健康づくり推進課に子育て世帯包括支援センターがそれぞれ分かれた形で整備されています。

今年4月からの組織体制ですが、児童福祉と保健福祉、母子保健の情報共有と一体的な相談支援体制を整えるため、図の横長実線で示した通り、こども部こども課と健康福祉部健康づくり推進課との2つの部署に跨る組織体制を構築して、茅野市こども家庭センターを設置します。

事務局はこども部こども課に置き、センターの名称は引き続き育ちあいちのとします。

次に表面に戻っていただき、(2) の職員体制ですが、こども部長をセンター長に充て、2つの部署に必要な職員にこども家庭センター職員の兼務辞令を発令し、情報共有連携を強化します。

また、両方の課のつなぎ役としまして、児童福祉及び母子保健の両方に十分な知識を持つ統括支援員を配置、茅野市の場合は、保健師の資格を持った者を充てます。

子ども家庭支援や、支援員や保健等の専門職が連携し、一体的な支援を行っていきたいと思っています。

再度裏面をお願いします。3センターの業務内容ですが、記載の通りに、こども課の専門職員と健康づくり推進課の母子保健担当保健師が共同して、情報共有や同伴訪問等をして、今まで以上に迅速かつ切れ目のない支援を行っていきたいと考えています。

次に、茅野市こども家庭センター組織規則について説明しますので、1枚目の資料の裏面をご覧ください。

第1条は設置について、第2条はセンターの組織、センターの職員の配置と、どの職を充てるかを規定しています。

第3条はセンターの名称について育ちあいちのとすることを規定しています。

第4条はセンターにおける支援の対象者、第5条はセンターにおける分掌事務、第6条は関係機関との連携、第7条はセンターの職員の守秘義務、第8条はセンターの職員の資質技能の向上、第9条はセンターの事務処理について、第10条は補足ということでそれぞれ規定をしています。

なお、この規則は令和6年4月1日から施行します。

また、茅野市こども家庭センター育ちあいちの開所式を4月2日火曜日午後3時から実施する他、センターの設置については、広報ちのの4月号、ホームページ、チラシの配布等で、市民や子育て団体に広く周知して参りたいと考えています。

以上説明を終わります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他6「第3次茅野市こども・家庭応援計画の中間見直し結果について」お願いします。

○こども課長

引き続きこども課から、第3次茅野市こども・家庭応援計画（以降どんぐりプラン）中間見直しが完了して、資料その他6の通り、中間見直し結果としてまとめましたのでご報告します。

資料は、1枚目の中間見直し結果についての説明、2枚目の中間見直し結果概要、教育委員の方々の中に中間見直しの結果の本編を用意しましたのでご覧ください。

初めに資料の1枚目をご覧ください。どんぐりプランの趣旨ですが、子どもたちがたくましくやさしい夢のある子どもに育つことを願い、平成14年に第1次計画、平成22年に第2次計画を策定し、平成30年から10ヵ年計画として、現在の第3次計画を策定しました。

次に中間見直しについてですが、今年度こども・家庭応援会議に設置したどんぐりネットワーク茅野プラン中間見直し専門委員会を主として、中間見直しを実施しました。

次に、中間見直し結果についてですが、今回の中間見直しでは、プランの大幅な変更は行わず、引き続き、現行の第3次プランを推進していくこととし、前期期間において、新たに設置された組織体制や、主な、事業の変更点について確認をしました。また、中間見直しの中で話し合われた内容を3つの項目に整理して、中間見直し結果としてまとめました。

1つ目が今後の検討項目ということで、今後重点的に取り組みや検討を進めていく項目について、12の項目にまとめました。また、新たな展開として、子どもの声を聞くという項目を挙げました。子どもの声を聞くアンケートとしまして、中間見直しの参考のために、市内小中高校生へインターネットによるアンケートを実施しました。

2つ目が組織体制の充実。

3つ目が、各施策の見直し、以上の3つの項目でまとめています。

資料の2枚目、A4の横長の中間見直し結果概要をご覧ください。2番からの表に前段で説明した新たな展開として、子どもの声を聞くということと、今後検討すべき重点項目の12項目を、学ぶ、支える、つなぐ、集う、人育ちの主に関係する施策目標に載せてありますので、ご覧いただければと思います。

なお、中間見直し結果の詳細や、子どもの声を聞くアンケートの結果については、お時間のある時に中間見直し結果の本編をご覧くださいいただければと思います。

以上、説明を終わります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他7「スタートカリキュラムの公開について」お願いします。

○学校教育課長

報告2でもご説明しましたが、令和6年度も市内でスタートカリキュラムの研究会等が行われます。すべての小学校で行われますが、今回の公開研究会は、米沢小学校で4月19日8時35分から行われる予定です。8時20分から朝読書をやっているようですのでこちらもご都合よければご覧いただきたいと思っております。その後研究会と講話が9時45分から11時30分まで予定しており、講師には、県立大学の健康発達学部長教授の太田光洋先生をお呼びします。

米沢小学校以外にも永明小学校から北山小学校まで公開事業を行っていますので、見ていただければと思います。説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他8「茅野市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について」お願いします。

○生涯学習課長

その他8の資料をご覧ください。

茅野市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正についてですが、こちらも先ほど他の規定で説明をさせていただきましたが、この3月31日に茅野市家庭教育センター条例廃止に伴い、改正前の第7条については、苦情相談窓口の設置に係るもので、相談員の中から、家庭教育センターの館長を削るというもの。

そして、第9条、苦情処理委員会の設置等について、この委員会の中から、家庭教育センター館長の職の者を除くといった内容です。

この訓令は令和6年4月1日施行としています。

以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他 9 「茅野市男女共同参画推進会議設置の一部改正について」 お願いします。

○生涯学習課長

続きましてその他 9 の資料をご覧ください。

茅野市男女共同参画推進会議設置要綱の一部改正についてです。

こちらについても、理由は同じになりまして、家庭教育センター条例の廃止に伴い、改正前、第 8 条の事務局員の中の家庭教育センター館長を削るというものです。

改正後の方には、担当課は変わり、社会福祉課高齢福祉係長が入っておりますが、家庭教育センターの館長を除くといった内容になります。

この告示は令和 6 年 4 月 1 日からの施行となります。

説明は以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他 10 「茅野市公民館使用許可に関する取扱要項の一部改正について」 説明をお願いします。

○生涯学習課長

それでは続いて、生涯学習課からその他 10 の資料を、ご覧いただきたいと思います。

こちらはまず、別紙 1 の 2 ページをご覧くださいと思いますが、これは、令和 5 年 12 月 14 日付、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から、都道府県の教育委員会への事務連絡として、「社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈の周知について」ということで発出されました。

1 ページへ戻っていただきたいと思いますが、まずこの 1 要領制定の経緯の中、上から 4 行目の、さらにの後になりますが、社会教育法の第 23 条において、公民館で行ってはならない行為として、営利事業、政治活動、宗教活動を挙げていますが、一方公民館の使用許可については、このことを踏まえて、公平公正な取り扱いとするため、使用目的によって適正に判断されるよう、平成 29 年 1 月に、教育委員会で要領を定めました。なお、この要領制定にあたっては、公民館の運営審議会での承認を得ています。

次に 2 要領改正についてですが、上からの 3 行目、これは公民館で実施する事業の具体的な人、事例を示し、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化するよう、指導や支援をするという内容です。

この文書の発出を受けて、茅野市公民館使用許可に関する取扱要領の一部改正をする必要が生じました。

その下 3 改正箇所についてですが、こちらについては、2 つのポイントがあります。

その1つは、2「営利」、「政治」及び「宗教」に関する解釈中、(1)「営利」について、上記「公民館で実施する事業の具体的な事例」に沿って変更する。(4) その他使用許可しない場合について、使用実態に合わせて変更する。というものです。この具体的な例としましては、3枚目、に別紙2中の3ページ上2「営利」、「政治」及び「宗教」に関する解釈というのがありますが、その下段の方に、改正の部分をゴシック体の黒字でマークしているところがあります。この令和5年12月14日付の文書によっては、①から⑤の事項については、営利に当たらないものとするものです。

例えば、①実施する際の館内及び駐車場でのキッチンカーなどによる飲食物の販売や、⑤地場産農産物を取り扱うマルシェについては、地域特有の農産物の認知度向上に寄与するものであるため、などを具体的な事例として挙げています。

そしてもう1つのポイントとしていた、その他使用許可しない場合について、事業使用実態に合わせて変更するというものについては、最後の資料、5ページ中段(4) その他使用許可しない場合ということで、茅野市公民館条例第8条使用許可の中で、第3項第3号前2号に定めるものの他、管理上支障があると認められるときというところがあり、茅野市公民館条例第8条第3項第3号に規定するものとして、その下に改正する部分をゴシック体で、②のところの改正の部分がありますが、ここについては、使用許可しないものとして、公民館の使用が特定の団体に偏らないように、多くの利用団体やグループに公平に使用されるよう削除するというので、この取扱要領の改正としています。

この改正は、令和6年4月1日からの施行を予定しています。

以上、一部改正の概略の説明となります。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

その他ありますか。

○こども課

こども課からお願いします。

教育委員のみ、机の上に子育てハンドブックというA5版のサイズの冊子を配布させていただきました。こちらについては、以前、黄色の表紙で作っていたどんぐり手帳を2つに分冊して、子育て情報のみ、告収入を得て無料で作成して、令和6年度、7年度の2年間使用します。

妊産婦、また保育園、小学校の子どもたちがいるご家庭に配布していきたいと考えています。

なお、市のホームページに電子書籍を掲載して、4月10日から公開予定となっています。

以上です。

○矢島職務代理

意見・質問ありますか。

○全委員

なし。

○矢島職務代理

事務局をお願いします。

○教育総務係長

事務局からお願いします。

4月の定例教育委員会についてお願いします。

今回は、4月30日火曜日、9時半から8階大ホールでお願いしたいと思います。

事務局会議については4月10日水曜日、9時から602の会議室でお願いします。

以上です。

○矢島職務代理

以上で3月定例教育委員会を終わります。

令和6年4月30日

茅野市教育委員会

教育長

同職務者代理

委 員

委 員

委 員

こども部長